

社会福祉法人専光会
陽のあたる家デイサービスセンター運営規程
(介護予防通所介護に相当する第1号通所事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人専光会が設置する陽のあたる家デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する介護予防通所介護に相当する第1号通所事業（以下「介護予防通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、看護職員、介護職員、その他の従業者（以下「従事者」という。）が、居宅において要支援状態などにある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供にあたって、要支援状態等の利用者が、心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者が要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の介護予防相当サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 福山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成28年福山市条例第33号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 陽のあたる家デイサービスセンター
- (2) 所在地 広島県福山市大門町3丁目7番10号

(**従事者**の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における**従事者**の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤1名）
管理者は、**従事者**の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名（**常勤1名**）
生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画及び実施等を行う。

(3) 看護職員 2名(常勤 1名, 非常勤1名 機能訓練指導員兼務 2名)

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供するほか利用者の居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に基づく看護を行う。

(4) 介護職員 2名 (常勤 2名)

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供するほか利用者の居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に基づく支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 2名(常勤 1名, 非常勤1名 看護職員兼務 2名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、日曜日及び12月30日・31日・1月1日・2日・3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分

(介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、15名とする。(地域密着型通所介護利用者を含む)

(介護予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 介護予防通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 健康チェック

(3) 入浴

(4) 食事

(5) 日常生活相談及び助言

(6) 機能訓練

(7) レクリエーション

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、福山市長が定める基準によるものとし、当該介護予防通所介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用料のうち各利用者の負担割合(負担割合証の記載)に応じた額、及び当事業所が提供に要した額の合計額の支払いを受けるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

昼食 750円／回(おやつ代含む)

3 おむつ代は、実費を徴収する。

4 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの費用については、実費を徴収する。

5 介護予防通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記

名押印)を受けることとする。

- 6 利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 7 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。
- 8 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、福山市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

2 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定める。

(3) 従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に従い対応する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従事者は、介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じることともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者

または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（事業継続計画の策定等）

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情処理）

- 第16条 介護予防通所介護相当サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスの提供に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護予防通所介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第17条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業者での介護予防通所介護相当サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については事前に利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- （1）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第 19 条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束の内容、目的、理由、期間等を記載した説明書、経過記録、検討記録等の整備と適正な手続き並びに、家族の同意を得た時にのみ身体拘束を行うことができる。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月 1 回以上開催するとともに、その結果について、**従事者**に周知を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) また、介護職員等の新規採用職員に対し身体拘束適正化のための事業所の方針・体制等について新規採用時研修を実施する。

(男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策の強化)

第 20 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、**従事者**の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、**従事者**の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 **従事者**は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 **従事者**であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、**従事者**でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、介護予防通所介護相当サービスに関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人専光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和元年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 5 年 3 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から一部改正する。